

時・平成 18 年 6 月 9 日（金）

於・経済産業省 本館 17 階西 2「国際会議室」

輸出入取引審議会企画調整部会
（知的財産侵害品の貿易管理の在り方について；第 2 回）
議事録

経済産業省

目 次

	ページ
開 会	1
議 題	
「知的財産推進計画 2006」について	1
パブリックコメント結果について、論点整理について	5
その他	26
閉 会	31

開 会

○土肥部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから輸出入取引審議会第2回の企画調整部会を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の御出欠の状況でございますけれども、黒見委員、篠原委員、中川委員におかれましては、本日、御欠席という御連絡を頂戴しております。

引き続きまして、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○奈須野貿易管理課長補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、配付資料一覧にございますとおり、資料1から資料8までとなっております。不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

それから、資料4-1ですけれども、第1回審議会の議事録についても配付させていただいております。事後で結構でございますので、御指摘、修正すべき点がございましたら、事務局に御連絡いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○土肥部会長 ありがとうございます。

議 題

「知的財産推進計画 2006」について

○土肥部会長 では、早速でございますが議題に入りたいと思います。

今般、輸出入取引審議会企画調整部会におきましては、5月12日から6月5日までの期間、ただいまの資料6、「論点整理(案)」につきましてパブリックコメントをかけさせていただいたところでございます。相当数の貴重な御意見を頂戴いたしましたことを、この場を借りてお礼申し上げます。

まず、昨日、知財戦略本部におきまして取りまとめられました「知的財産推進計画 2006」、これに関しまして知的財産戦略推進事務局嶋野参事官より御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○嶋野内閣官房知財事務局参事官 それでは、お手元の資料に基づきまして簡単に御説明させていただきます。資料7-1と7-2でございます。

まず、資料 7 - 1 でございますが、今御紹介いただきましたように、昨夕、首相官邸で開催されました知的財産戦略本部で決定いただきました「推進計画 2006」の概要をポンチ絵にしたものをお持ちしております。簡単に御説明いたしますと、1 枚めくっていただきまして、「世界最先端の知財立国を目指す」ということでございます。御承知のように、2002 年以降この知的財産に関する取組みを進めているということでございまして、推進計画ということ言えば 2003 から 2005 まで、昨年までの 3 年間でまず第 1 期がほぼ終了したと整理されております。この過去 3 年間では、基本的な制度改革の実施あるいは産学官の協力体制の整備などといった基盤整備が進んできたということでございます。今年からいよいよ第 2 期ということでございまして、まさに 2006 は初年度のプロジェクトということでございますが、内容といたしましては、知財立国の実効性を上げていく、施策の実効性を上げていくということがまず 1 点。それから、国際競争力を強化していくということ。また、いろんな施策が進んでまいりますと新たな課題というのが生まれてくるわけでございますので、そういったことに対応した制度の整備ということでございます。

ポイントがその下にございまして、6 つございます。今日、御審議いただける内容とも直接関係するわけでございますが、ニセモノ対策というのがまず 1 番に来ておりまして、その他イノベーションの促進、出願構造改革、あるいは中小企業と地域への支援、文化創造国家づくり、人材の育成といったことでございまして、以下、簡単に説明させていただきます。

1 枚めくっていただきまして、ニセモノ対策の強化でございますが、これは昨年のサミットで総理からも各国首脳に提言されたものでございまして、模倣品・海賊版拡散を防止するための国際約束をつくっていくということがまず挙げられております。もう 1 つ、個人輸入の取締り強化ということでございます。

続いてイノベーションの促進でございますが、これは創造分野に関わるものでございまして、例えば大学などで特許あるいは論文などといったものが簡単に検索できるようなシステムを整備していこうという論点が 1 つ。それから、これは特許料の減免の問題でございますが、ポストドクターあるいは大学院生、学生といった方がその発明者であった場合には、従来であれば特許料の減免というのは対象外になっていたわけでございますが、こういったものの特許の減免を図る。こういうことによって知財活動へのインセンティブを高めるといったことでございます。

1 枚めくっていただきまして、出願構造改革・世界特許の実現でございます。これは主

に特許の出願に関することでございます。特許出願と申しますと、我が国は 40 万件以上の非常に活発な出願がされているという現実がございます。他方で、特許制度というのがビジネスをサポートする制度であるにもかかわらず、ビジネスの実態と若干出願動向との間に齟齬があるのではないかという指摘がございます。要は、海外でビジネス展開がかなり進んでいるけれども、出願から見ると国内出願が圧倒的に多くて、海外に出願されていないというような実態を少し考えていく必要があるのではないかとということが 1 つございます。併せて、諸外国あるいは我が国で早期に権利取得できるようにということで、「特許審査ハイウェイ構想」というのが今進められております。日米の間では 7 月 3 日から開始されるということになっております。

それから、中小・地域への支援でございますが、引き続きこれは中小ベンチャー企業の知財の保護ということを進めていきたいということで、例えば知財侵害を中小企業が受けた場合の対策として、駆け込み寺をつくっていこうと。全国 3,000 か所ぐらいの商工会、商工会議所にこういうふうな駆け込み寺をつくるというのが 1 点ございます。その他ソフトウェアに関しましては、出願ソフトに関しまして手当てをしていくというようなこと、あるいは地域の取組みをさらに進めていくというようなことが挙げられております。

1 枚めくっていただきまして、文化創造国家づくりでございます。まず、著作権分野でございますが、世界トップクラスのコンテンツ大国を実現するというので、マスコミにもかなり出ておりましたが、IP マルチキャスト放送に関する著作権法の改正の問題。それからもう 1 点は、やはりクリエイターをもう少し大事にしていこうということで、クリエイターが適切なリターンを得られるように契約の自主基準やひな形の策定を促進していくということが挙げられております。

また日本ブランド、これは著作権とは直接関係しないかもしれませんが、こういったものにつきましても、ここに書いてあるような内容が盛り込まれております。

最後でございますが、知財人材の育成でございますが、これは今年の 2 月に「総合戦略」というものが策定されております。網羅的に知的財産に関する専門人材あるいはそれをマネジメントする人、知的財産を生み出す人に対してどういう教育あるいは研修をすればいいかということ網羅した総合戦略でございますが、これを着実に実行していくということが 1 点。それから、国際的な専門人材を育成していくということ。併せて、国民全体に対する普及・啓発を強化していくというような内容が盛り込まれているものでございます。昨年は全部で 450 項目ほどございましたが、今年は若干絞り込みがなされておまして、

全部で 375 項目というような内容でございます。

続きまして資料 7 - 2 でございますが、そういった中で、それでは、この審議会との関係、どういうふうな記載があるかということをお紹介させていただきたいと思います。推進計画の中では、模倣品・海賊版対策の強化というのが第 2 章の 2 つ目のパラグラフで網羅的に書かれておまして、その内容は大きく分けて 3 点でございます。1 つは、外国市場対策を強化すること。2 つ目が、水際での取締りを強化すること。3 つ目が、国内での取締りを強化することでございますが、そのうち水際での取締り強化でございます。

まず、1 枚紙にございます(1)でございますが、個人輸入等の取締りを強化することでございます。この枠囲い) に書いてございますように、現状では個人輸入・個人所持というのは、厳密には法律では禁止されていないという状況であると。また、国民の意識もまだ低いということでございます。こういうことについて対応していかなければいけないということで、2006 年度中に模倣品・海賊版の個人輸・個人所持の禁止についてさらに検討を行い、必要に応じ新法の制定等制度を整備することでございます。書きぶりに関しましては、2005 とさほど変わっていないというものでございます。

続いて) でございますが、一つ問題といたしまして個人輸入代行というものがございます。インターネットを使った輸入代行というのは、かなり今多いという実態がございます。こういうことにつきまして、例えば偽ブランド品、模倣品、医薬品の問題があるわけでございますので、この対応を考えていくということが) でございます。

続きまして(2)でございます。法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備することございまして、ここにございますように、枠囲いの中にございますように、水際対策における技術判定能力の重要性、制度の利便性や公平性などに鑑み、これまで何度も関税定率法を始めとした各法が改正されているわけでございますが、そういった実施状況なども踏まえて、さらに当事者の参加とか専門家の関与などによって、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うための方策をさらに検討し、必要に応じ法改正等制度を整備するという内容になっております。

説明は以上でございます。

○土肥部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問のある方がいらっしゃいましたら、どうぞお申し出ください。特によろしゅうございますか。

それでは、「知財推進計画 2006」の説明については、以上承って、さらにこの先を注視するということにいたします。

パブリックコメント結果について

論点整理について

○土肥部会長 それでは、次に、パブリックコメント募集の際に提出のあった御意見につきまして、貿易管理課奈須野補佐より説明をお願いいたします。

○奈須野貿易管理課長補佐 パブリックコメントですけれども、前回の審議会におきまして各委員の皆様方から御指摘をいただきましたことを中心にパブリックコメント案の修正をいたしまして、部会長のご裁可をいただきまして公表させていただいたということでございます。5月12日にインターネット上で募集開始をいたしまして、6月5日月曜日に締め切りをいたしました。お手元にありますとおり、個人2件、団体12件の計14件の意見が集まっております。

まず最初に、全体の大まかなイメージを申し上げますと、第1の知的財産権侵害品の水際手続の改善については、裁判所の仮処分あるいは判決等の活用を可とする意見が大多数を占めております。具体的には、2番の日弁連、4番の弁理士会、6番の知財協、7番のJ E I T A、9番の日本経団連、13番の個人、14番の片山事務所といったように、裁判所の活用というものを可とする意見が多数を占めております。

その他の意見としては、1番の財務省、8番の日機輸がございます。

その他の意見からまず御紹介したいと思います。1番の財務省でございますけれども、1ページ目の意見1でございますけれども、(1)の部分の真ん中の方の方でございますけれども、輸入貨物の取締りに関しても、仮処分等を前提とした制度であるため、簡便・迅速な差止めが困難となって、実際に利用されることが想定しがたいということでございます。従って、新たな制度を創設する必要性は小さいのではないか、このような御意見でございます。それから、「論点整理」におきまして問題点とされている諸事項におきましても、現行制度の運用改善で対応可能なのではないのか、法令上の手当ては不要ではないか、このような意見となっております。

8番の日本機械輸出組合さんからの意見でございますけれども、36ページ目の一番下のパラグラフ、「一見して権利侵害が明白であるような場合には迅速な権利保護が図られるよ

うな制度設定であることが重要である一方、権利侵害の判定が明白でなく困難な場合には権利濫用による不当な結果を回避するためにも慎重な判断が行われ得る適正手続の保障が必要である。」ということでございますけれども、具体的にどのような適正手続が考えられるかということですが、37 ページの一番上の行、「裁判所又は諮問機関等の活用を含む新制度の創設」ということで対応していくことが適切であるとされております。

しかしながら、この裁判所を活用する仕組みあるいは諮問機関を活用する仕組みにも両方とも問題点があるということでございまして、その次のパラグラフの真ん中あたりでございまして、訴訟対応能力が乏しい者を狙い撃ちにして債務名義を獲得して、輸出を止めてしまうということが可能になってしまうのではないかと、あるいは裁判所を前提とすると迅速性が欠けてしまうのではないかと、こういう問題があるのではないかとということでございます。

一方で諮問機関の創設ということに関しては、行政機関のスリム化ということから考えると一体適切なのかというような意見をいただいております、いずれかの選択肢を選ぶということは、さらに議論を深めていく段階に留まっているということで、適切ではないだろうというのが日本機械輸出組合さんの意見でございます。

その他、最初に申し上げた7つの団体の意見は、基本的には裁判所の債務名義等の活用が適切であるというような意見でございますので、主な意見について御紹介したいと思います。

まず、日本弁護士連合会から意見をいただいております。日本弁護士連合会からの意見でございますが、4 ページ目の下から2つ目のパラグラフにございますが、現行の水際手続の問題点といたしまして、「税関長が、自己の裁量で有識者の意見を聴く手続を設けるだけでは、全く不十分であると言わざるを得ない。」ということでございます。

そこで、具体的にどのような点が問題となるかということでございますが、受理までは申立ての存在が公開されないということ。それから、申立てについて利害関係人への告知の制度が設けられていないということ。5 ページ3 行目でございますが、一定期間通関できないことに対する損害賠償の保証や不服申立ての制度がない、このようなことで被害が甚大なものとなる可能性があるということでございます。

それから、最近の事案として、その次のパラグラフにございますが、裁判所の判断と異なる事例も発生しているということで、被害を被る国民の立場に立って新しい仕組みを講じるべきであろう、こういう御意見でございます。従って、4つ目のパラグラフにござい

ますとおり、現行制度をさらに改革する必要性は明白であるということを御主張されております。

具体的にどのような仕組みが望ましいかということでございますけれども、その5ページの意見内容でございますが、「裁判所判断を活用する仕組みを積極的に講じるべきである。」とされておられます。

7ページに続きますが、7ページの新しい仕組みと関税定率法の申立て制度との分担関係でございますけれども、下から2つ目のパラグラフの「しかしながら」の続きでございますが、「著作権であっても侵害明白といえない場合や、特許権であっても侵害明白な場合もあり、」ということで、権利の種類による分離型よりも並立型の方が妥当ではないか、このようなことを指摘されておられます。

さらに日弁連からは、今後の検討を深めるべき論点についても指摘されております。具体的には10ページになりますが、裁判所の債務名義を活用していくということになりますと、もともと裁判所の債務名義は当事者効を前提としているということでございますので、効力は主観的に拡張されるということでございます。

そうなりますと、2つ目のパラグラフでございますが、「当該仮処分をもって、別の輸入者Bの輸入をも差止められるようになる点で、メリットがある」ということでございます。

しかしながら、その次の下のパラグラフになりますが、「実質上裁判所の判断の対物的効果を及ぼすには、輸入者Bの手続保障が確保されなければならない」ということで、手続保障を今後検討する必要があるという指摘をされておられます。

その上で、10ページ目は、実は現行の関税法の制度についても改めるべき点があるだろうという御指摘でもございます。「改正関税法の下での専門委員制度は、税関長が、自己の裁量で専門委員への諮問を行うものであって、当事者の手続保障及び判断の専門性確保の観点からは全く不十分なものである。」ということであります。

どのようにすればよいかということについては、(2)の中で、例えば専門委員への諮問を必要的にするということはどうかということと、それから(4)にございますが、「認定手続を行う場合、裁判所の仮処分と同程度の疎明を要求する準司法的手続を制度として整備すべきである。」というような御指摘をされておられます。

一方で、外為法で考えられている手続につきましては、12ページになりますが、そこは関税法ルートとのリンケージの問題にもなるのですけれども、(1)のところにあります、
「差止め申立てに利害関係人の記載を求めたうえで、税関は、原則として利害関係人への

通知をなすものとし、また、申立ての公開をすること等、より積極的な内容にする」ということによって関税法ルートと外為法ルートの連携を図っていく、こういうことを指摘されております。以上が日弁連の御意見でございます。

弁理士会の意見、4番でございます。4番におきましても、日弁連と同じように裁判所による仮処分を活用する仕組みについて、基本的に賛成であると指摘されておられます。(2)にございますが、「一次的に裁判所の仮処分等を活用すること自体にも、基本的に賛成である。」とされておられます。

この次の(3)にございますが、しかしながら、具体的にいかに手続保障を図るかという点については、引き続き検討をする必要があると指摘されておられます。

6番目の知財協の御意見も御紹介したいと思います。知的財産協会の御指摘でございますが、30ページの論点2の1つ目のパラグラフでございますが、「裁判所の仮処分または本案判決その他の債務名義等を行政執行手続きに活用することは、手続保障と専門性の観点からは検討項目になりえると考えます」としてあります。しかしながら、「判断の容易なものについても債務名義の取得を差止めの要件とするならば、税関による取締りの迅速性が損なわれる」ということで、要は、難しいものについて債務名義の取得を義務付けることとして、簡単なものについてはその必要はないと、このような御指摘でございます。

ただし、その同じページの論点3の一番下の行にございますが、「債務名義等を、行政処分の資料として利用するに際しての条件や課題については十分に検討いただきたくお願いいたします。」ということで、具体的な制度の設計についてはさらに検討の必要があるというふうに指摘されております。

それから、31ページにございますが、現行の手続と新しい手続との関係については、2行目にございますが、「現行制度を維持したまま新たな制度を追加することに賛同いたします。」とされておられます。ただし、この「また」のパラグラフになりますが、現行の水際制度の問題なんですけれども、「現行の水際制度を維持したまま輸出について同様の制度を導入した場合に制度が濫用されるものであれば、日本企業の外国への輸出に影響することが懸念され、慎重な議論をお願いしたく存じます。」ということで、来年の1月から輸出品についても輸出差止め申立て制度ができるということについて、この制度が濫用されるおそれがあるのではないかと、このことについて指摘がありました。これが知的財産協会の意見でございます。

7番のJ E I T Aの意見と9番の日本経団連の意見は同じ意見でございますので、まと

めて御紹介いたします。ＪＥＩＴＡの意見で申しますと、33ページの(1)でございます。

「知的財産権の侵害物品の水際手続きについて、一見して侵害が明白であるものと、そうでないものを区別して対応すべきだと考える。前者は、これまでどおり税関で対応し、後者について、税関手続外での手続を活用することとし、税関手続外の判断としては、当事者の手続保障と専門性の観点から、裁判所の判断を活用すべきである。」と指摘されておられます。

ただし、新しい仕組みを具体的にどのように制度づけていくかということについては、(2)にございますが、まずは税関の運用における改善による対応を探るべきだというような御指摘をされておられます。

(3)にございますが、裁判所の仮処分、判断を活用とした場合の問題点として指摘されているのが、応答がなく、あるいは十分な防御活動を行わなかった人が不利益を被るということで対世的な効力を生じさせることは適切ではない、こういうような御指摘をされておられます。日本経団連の御意見も今のＪＥＩＴＡさんの御意見と大体同じでございます。

13番の個人の意見でございますけれども、13番についてはちょっと分かれているんですけれども、商標権案件については現行制度見直し型、著作権案件については第2案、新制度創設型というような2つの制度を併設するのがよいのではないかとということで、その次の56ページになりますが、新しい制度をつくるときには、選択肢としては裁判所活用型がより適していると思われるが、輸出入の差止めを申請するものは、権利を有する当事者のみとすべきである、このような意見を出されております。

それから、14番の片山事務所からの意見でございます。58ページでございます。58ページの1行目から2行目、「裁判所活用型、並立型の新制度創設型が妥当のように解される。」と指摘されておられます。

58ページの下から3行目にありますが、ただし、「全てのケースにおいて債務名義を必要とすべきではなく、確定前であっても第一審裁判所の判断を前提に経済産業省が暫定措置を講じることがあってもよいのではないか」、このような指摘をされておられます。

59ページに現行の認定手続の改善案自体についても御提案いただいております。59ページの真ん中のパラグラフの下から3行目にございますが、裁判所手続は認定手続においても活用すべきだと。ただし、新しい訴訟類型として水際留置の適法性を権利者と輸入者が争う新しい訴訟類型を創設すべきだと、こういうような提案もなされております。

そして、2.のところで輸入差止め申立て制度——現行制度ですね、現行制度自体の見直しについても必要であると。新しい制度をつくるだけでなく、現行制度自体の見直しも必要である、このような指摘もされておられます。

真ん中になりますが、「予想される輸入者は、輸入差止め申立ての内容を知らされていない中で意見を述べなければならないのであり、実質的な反論を行うことは實際上著しく困難ではないか」ということでございまして、現行の手續自体についても見直しを図るような必要性があると指摘されておられます。

以上が水際手續の部分についての意見の概要でございます。

次に、模倣品・海賊版の非営業者による輸入ということでございますけれども、X案・全面禁止型とY案・偽装防止型というふうに2つに分けて議論をさせていただきましたが、全体として言えば、Y案の方が数としては多くなっています。ただし、X案の全面禁止型を推すような方の意見も一定数あるということでございます。

X案の全面禁止型を可とする意見としては、3番のファイザーさん、5番のユニオン・デ・ファブリカン、11番の音楽著作権協会、12番のルイ・ヴィトンとなっています。Y案の偽装防止型を可とする意見については、2番の日弁連、4番の弁理士会、8番の日機輸、10番、13番の個人、14番の片山事務所となっております。片山先生の事務所の意見につきましては、厳密に言うとY案というわけではないんですけれども、X案とY案の間のような感じなんですけれども、場合によっては承認ということでございますので、Y案ということで分類させていただきました。その他の意見としては、1番の財務省、6番の知的財産協会、7番のJ E I T A、9番の日本経団連となっております。

まず、X案の全面禁止型を可とする意見について御紹介いたしますと、3番のファイザーさんの意見であります。ファイザーの意見ですけれども、15ページにございますが、X案を採用すべきだというふうに主張されております。この理由として、模倣品・海賊版の非営業者による輸入が実体法で規制されていないということが理由であるとするならば、本来はそこから改善すべきであるということをファイザーは主張しておられます。

それから、5番のユニオン・デ・ファブリカンの意見であります。ユニオン・デ・ファブリカンによりますと、23ページの真ん中のパラグラフで、現在ユニオン・デ・ファブリカンの調査によれば、インターネットオークションで出品されていた商品のうち55.1%が模倣品・海賊版ということで汚染されているということで、非常に被害を受けているということであります。

24 ページでございますけれども、2 つ目のパラグラフの一番下の行になりますが、ユニオン・デ・ファブリカンが実施したアンケートによれば、実に 90%の方が模倣品の所持・使用について否定的な回答をされるに至っているということで、国民的な理解も得られているだろうと指摘しています。

25 ページ 3 つ目のパラグラフでございますけれども、外為法による規制が実施された場合、現在問題となっている外国小包による模倣品の流入措置については有効かもしれませんが、現状の問題解決だけを考えれば、権利者としてもものどから手が出るほど欲しいものですが、これだけでは根本的な解決にはならないのではないかというふうに指摘しております。

どう根本的な解決にならないかという、その下のパラグラフでございますが、結局は国内で販売してしまったり所持してしまったりと、こういうことまで禁止できなければ実効性は上がらないだろうということで、輸入だけでは足りない。模倣品の輸入・所持を禁止する等のことを同時並行で行っていただくということが必要ではないかというふうに指摘されております。

27 ページになりますが、仮に輸入規制だけをやるということと考えた場合には、2 行目になりますが、「せめて X 案とされている全面禁止型の方向で御検討頂ければと存じます。」ということで、輸入規制だけをやるということであれば X 案ということで意見を主張されておられます。

28 ページになりますが、「商標法に対する手当ということを前提とした施策を講じていただくように重ねてお願い申し上げます。」ということで、経済産業省に対しては、輸入規制だけではなくて実体法の改正ということについても検討すべきであるということを指摘されておられます。

11 番の音楽著作権協会も同趣旨でございます。音楽著作権協会については 48 ページでございますが、1. の (1)、一番最後のセンテンスになりますが、模倣品・海賊版の個人輸入を、侵害状況の把握などごく例外的な場合を除いて禁止すべきだということを音楽著作権協会は主張されておられます。

12 番、ルイ・ヴィトンでございます。ルイ・ヴィトンについても、53 ページでございますが、模倣品輸入の全面的な禁止ということを主張されておられます。そして の部分で、個数制限も設けてはいけないということで、全面的な輸入禁止を主張されておられます。

ただし、この の最初のパラグラフでございますが、「非営業目的の輸入者が輸入する物

品が模倣品であることについて、善意であることに相当な理由がある場合は適用しない」ということで、間違えて買ってしまったという場合には輸入してしまっても仕方がないが、ただ、知っているという場合には全面的に禁止すべきだと、このような意見であります。

さらに にございますが、これもユニオン・デ・ファブリカンさんと同じような意見なんです、輸入禁止だけでなく、日本国内での購入及び所持についても規制をすべきである、このような意見を出されておられます。

次に Y 案、偽装防止型を可とする意見でございますけれども、2 番目の日弁連の意見でございます。日弁連の意見については 14 ページでございますけれども、実際にどの程度効果があるかということについては、実務上の運用をまたないと不明であるものの、当面は X 案よりは Y 案が妥当ではないか、このような意見になっております。

4 番の日本弁理士会の意見でございますけれども、19 ページの第 2 の 1、『「偽装防止型」に賛同する。』ということであります。ただし、審査基準についてはさらに検討する必要があるということございまして、『如何に偽装の「輸入代行」により実質的に「輸入」される場合を実効的に確認し、規制できるかを検討する必要がある。』ということでございます。

8 番の日機輸も同じように Y 案ということでございますけれども、38 ページの最初のパラグラフでございますが、「偽装防止型（Y 案）を導入するのが現実的である」と指摘されておられます。

10 番の個人については、X 案を支持しないということで Y 案を支持する意見となっております。

44 ページの真ん中の「意見内容」というパラグラフにございますが、 を以下のように変更したいということで、「名寄せや輸入実績の審査等により非営業者であり、かつ輸入者の個人使用という目的が確認される場合には、」ということで、単に輸入実績だけをチェックするのではなくて、その人の輸入の目的についてもチェックすべきであるということでございます。

45 ページ目でございますが、一番最初のところでございますが、「輸入品にのみ承認義務を課すということは W T O 上の内外無差別原則との関係が問題となる」とは言い切れないのではないかと指摘されています。その例として、食品の輸入に関しては食品衛生法によるチェックが原則としてあって、輸入食品には課されると。ただし、国内販売の場合は食品衛生法のチェックはないということから考えると、輸入品にのみ承認義務を課された

からといって、直ちにWTO上の問題になるとはならないのではないかというような指摘がございました。

13 番の個人の意見でございますが、これについても 56 ページにございますとおり、Y 案の偽装防止型とすべきだとなっています。

14 番の片山事務所の意見でございますが、一番最後のページにございますとおり、X 案、Y 案とするかということについては非常に悩ましい問題であると。そこで、その 2 つ目のパラグラフになりますが、全面禁止型を原則としつつ、例外的に承認する場合の一つとして、個人の初めての模倣品・海賊版の輸入については、2 ～ 3 個程度まで承認するというような仕組みがよいのではないかとということでございます。前回のパブリックコメント案では、初回であろうが 2 回目であろうが何個までというような基準であったわけですが、片山先生の御指摘は、初回に限って承認するというような仕組みでどうだということでございます。

以上が X 案と Y 案でございますが、その他の意見としては、財務省と知財協と J E I T A、経団連の意見がございました。

まず、1 番の財務省の意見でございますけれども、2 ページ目にございますが、(2) の 4 行目、2 個までは模倣品・海賊版を輸入できるといった意識が国民の間に広がりかねないということであって、何個まで許すというような仕組みは望ましくないのではないかとということでございます。

ここで全面禁止とできない理由が実体法の方に問題があるというのであれば、一番最後のところでございますが、知的財産法その他の法律によりしっかりとした対応をとることが本来のあり方ではないかということで、本来は全部禁止なんだろうと。知財法が問題であれば、知財法をまず直して全面的に禁止すべきだと、このような御趣旨ではないかと思えます。

6 番の意見でございますが、6 番は知財協でございますけれども、知財協については 31 ページの 1 つ目のパラグラフですが、「善意の非営業者が承認申請の要否を認識できないものにまで適用するような制度は、得られる効果とのバランスでは過剰な対応になりかねない」ということで、知らないで輸入したものについては特別な扱いができないかと、このような御指摘であろうかと思えます。

7 番と 9 番、J E I T A と日本経団連の意見についてはほぼ同趣旨でございますので、まとめて御説明いたします。34 ページ、J E I T A の意見でございますが、(1) の部分

で、X案をとることが本来的には望ましいということでございます。ただし、現時点では国民的合意が得られていないのではないかなという部分もございます。

そこで、ではY案かということなんですけれども、Y案については、承認制度を悪用して海賊版を国内に流通させるものが出てくるおそれもあるということで、Y案を妥当だというふうに判断するには、その施策の詳細な審査基準ということも併せて検討することが必要ではないかとしておられます。

そこで、一番最後のパラグラフにございますが、本来、X案を目標とするということで、全面的に輸入を禁止すべきであろうと。ただ現行法では、個人輸入については知的財産法の世界の中では違法になっていないということでございますので、まず個人輸入自体を全面禁止するような新規立法の可能性を含めて検討を行うべきだと。しかしながら、現時点ではそのような法律は存在しませんので、実現可能性の高いと思われるような施策の段階的な実施ということをもた考えるべきであろうということ、要は、ゴールとしてはX案なんだけれども、Y案からの段階的な実施ということも含めて考えるべきであろうという御指摘であろうかと理解しております。

以上、パブリックコメント結果の御紹介をさせていただきました。

○土肥部会長 どうもありがとうございました。

早速審議に入るわけでありまして、その前に、前回の本部会で設楽委員より質問を頂戴しておりました。由良室長から、その部分についてのお答えをいただくということ、をまずしていただいた後で審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○由良知的財産政策室長 何度かお時間いただきまして恐縮でございます。海外での模倣品の水際取締りについて、EUなんかで裁判所の手続を活用している例があるということで制度を調べておりました際に、判決、仮処分を得るのに大体どのくらい時間がかかるんだろうかという関係で調査をいたしておりました。今日、資料は特段準備をしておりませんけれども、前回の会議で、イギリスの場合にほぼ1～2週間で仮処分が出ているケースもあるという資料の提示をさせていただきましたが、その後もう少し調べてみましたところ、1～2週間というのは若干早過ぎる感じがありましたが、やはり2～4週間というのが結構数としては多いという結果でございます。ただし、それは、複雑な案件とか大量に書類・証拠の提出が必要な案件は念頭に置かずに考えた場合に大体2～4週間というケースが多いという結果でございました。

従って、ここで御議論いただいているような特許の侵害を含むような案件については、

この2～4週間ということではなくて、もう少し実質的な審議を経て判断がされているというのが実態のようでございます。制度の調査としては、精査をすればもう少しわかるのかもしれませんが、制度構築の議論と並行して必要な範囲でまた調べていきたいと思っております。

以上でございます。

○土肥部会長　ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、先ほど奈須野補佐より説明のございましたパブリックコメントに対してでございますけれども、このように各団体、個人から幾つか貴重な御意見の提出があったところでございます。この場にも関係の団体の委員もおいでになりましょうから、もしコメントがございましたら順次お出しいただければというふうに思っております。

段取りでございますけれども、まず最初に水際手続、こちらから入りたいと思っております。紹介がございましたように、水際手続につきましては、仮処分等を前提とした裁判所を活用する制度、これを可とするという意見が多数であったと御紹介がございました。しかしながら一部には、そもそもそういった制度は利用が想定されないの、この見直しは必要ないのではないかという意見もあったわけであります。さらに、仮処分等を活用するに際して必要になる手続保障あるいは予見可能性等々といったものの確保は、これは各団体等の御意見が相当ございましたけれども、これは現行制度の運用でも対応できるのであって、法令上の手当てまで必要ないのではないかという意見もあったわけでございます。

この2つの意見、そもそも利用はされないのではないか、あるいは必要となる手続保障、予見可能性の確保等については、法令上の手当てまで行うまでもなく現行法上の運用で十分対応が可能である、こういう2点。この点について御意見をいただけますでしょうか。

本日、さまざまな御意見があろうかと思っておりますけれども、できるだけ多くの委員に御発言をいただきたいというふうに考えております。したがって、まず一巡させていただいて、2度目以降の御発言は、委員全員の御発言が一巡した後にお願いできればというふうに思います。

どうぞ、最初はどなたからでも御意見をいただければと思います。

では、丸島委員お願いいたします。

○丸島委員　水際の問題で注意すべき点、私が考えますのは、特許権侵害物品あるいは知的財産侵害物品という性質が、現状から将来に向かってやっぱり変化していくであろうと。

そういうことも考えて、まずこの制度設計をつくるべきじゃないかというのが第1点です。

もう1つは、「論点整理」にも書いてありましたように、7ページですね、特に部品メーカーが自分の権利侵害を止めようとしたときに、今そのすべがない。セットの中に入ってきたときにセットメーカーを訴えざるを得ない、こういう実情があるわけですね。これは裁判でもできない。今の水際制度でも、多分これはできないでしょう。そうすると、何が一番将来に向かって権利侵害物品というのが入ってくるのか、そういうことも想定して制度を考えなきゃいけないのじゃないかなと。私の予想では、セットの模倣というよりは部品の方に権利侵害物品は移行するのじゃないのかなと思っているわけです。

そういう意味で、基本的には皆さんの御意見にもあったように、裁判所活用型というのはベースとしては考える一つの方法かもしれませんが、現実に必要なものがその制度で賄い切れるのかという点をいろんな角度から検討する必要があるのじゃないのかなと。

もう1つは、パブリックコメントで団体の御意見にもありましたように、輸出入でアンバラの意見が出ているような気もするんですね。これはあってはならないと私は思うんです。ですから国際的な意味からしても、輸入物品を止めるときと輸出品を止めるときに差をつけてはいけません。御意見の中には、濫用されることを防ぎなさい、こういういうわけですね。一方では、侵害が明らかなものは税関でやりなさいという御意見があるわけですが、この侵害が明らかというのは、輸出入両方含んでいるのかどうか。そんなに濫用を防ぐというなら、明らかな場合でも手続保障は完璧にすべきじゃないかと私は思います。

そういう意味で、基本は裁判所ということを中心に検討していくのは結構だと思いますが、何を本当に止めたいのか、仕組みとして十分かどうか、それをもう一度深く検討する必要があるのじゃないのかなと私は思います。

それと、国際性、将来形を見るべきじゃないか。今の単純な模倣品という世界から、恐らくそういう国が、形がどんどん変わってきて侵害物品の争いになると思うんですね。そういうことも予想して制度設計をつくるべきじゃないか。あまり現状にこだわることはないのじゃないかと私は思います。

以上です。

○土肥部会長 どうもありがとうございました。

他には。

大野委員お願いします。

○大野委員 部会長の基本的な今の御質問の、仮処分制度を利用して、そういう水際規制をすることが想定されるか想定されないかというところに関しては、今の現行制度だと、先端企業同士の非常に厳しい戦いをするときには、当然特許に関しては有効性がかなり厳しく争われるわけです。そうすると、今の現行の制度でやると、どうしてもそこで止まった後にひっくり返るというような可能性が極めて高いわけで、そういう意味で、裁判所でそういうことを十分審理を尽くした上で仮処分を得て、それを利用するということができる方が、そういう性質の侵害の立件に関してはより相応しいことは確かだと思いますし、実務上もやはりそういうことを利用したいというニーズは相当強いと思います。

そういう意味で、現行のままというよりも、基本的には裁判所の仮処分を使ってそういう制度を創設するというのは意味があることだと思います。

○土肥部会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 部会長の今の2つの御指摘に関して日本経団連は、今のパブリックコメントの39ページでそれに関連したことについて述べさせていただいております。まず、第1の点の(2)、39ページの第2パラグラフのところで、裁判所を活用するのがよいのではないかということなんですけれども、その場合に、税関における運用の改善による対応を探るべきではないかということを提案しております。例えば利害関係人が特定されている場合にその利害関係人に通知をするということとか、異議が出された場合に、裁判所との役割分担について専門委員の意見を聞いて受理・不受理を決めることによって、これは手続的に裁判所の手続によるべきだというようなことをきちっと確保することによって濫用を防止するという策も検討したらどうかという点であります。

もう1つの点、もし仮処分を採用して対世効を持たせるような制度を裁判所との関係で考えた場合には、次の40ページの上の方にありますけれども、対世効を持つ結果、十分な利害関係人からの意見聴取を行わないというようなことによって、債務者以外の利害関係人の確定についての担保がないというような、ある意味では濫用といえますが詐欺的な行為というものを許す可能性が出てくるということで、引き続きこの制度については検討事項が多いのではないかとということだと思います。

○土肥部会長 仮にそういう裁判所活用型の制度が設けられた場合、つまり事前に対物的な効力を持って輸出入についての判断ができるという仕組みがあった場合は、加藤委員の

お立場では、お考えでは、それを利用されないだろうというお考えでしょうか。それとも、それは利用されるけれども、何かそこに御意見があるのかなと思うんですけれども、その利用の有無という観点からするとどうなりましようかね。つまり、利用は一切されないであろうから、この制度についての検討はもうやめておくべきかどうか、こういう話なんですけれども。

○加藤委員 利用される場合はあるのではないかと思います、やはり濫用という問題を考えておかないと適正な利用ができないという観点でございます。

○土肥部会長 ありがとうございます。

後段のところは、皆さんそうおっしゃっておられますので、そこは重々この審議会でも考えていくんだらうと思います。

他にございますか。

竹本委員。

○竹本委員 今の2つの問題、裁判所を活用するかという点と運用で可能かどうかというところなんですけれども、知財協でもその議論はかなりいたしまして、1つ課題が見えているのは、専門家の関与と関係当事者の参加が十分可能な制度じゃないと手続保障はなされないだろうということで、今その課題が見えている現在の運用を見直し、改善をまず第一に検討してみて、その後に新たな制度を検討するという方向じゃないかというのを考えさせていただいているということなんです。この点でいくと、現在運用されている関税定率法からの水際取締り、これは一応税関長の裁量でなされていると。今求められている輸出に対する考え方とか、提示されています対世効といったようなことを含めて、税関長の裁量でできる方策を十分に検討なされた上で次の検討かなという考え方でおります。

○土肥部会長 ありがとうございます。

日弁連あたりのパブコメなんかを見ますと、現在の税関の仕組みというものの問題点がかなりはっきり出ているのじゃないかと思うんですけれども、さらにもう少し踏み込んで、こういうことですね。

他にございますか。

設楽委員お願いいたします。

○設楽委員 まず、特許の侵害品で判断が難しいケースについて意見を述べたいと思いますけれども、それについては、専門家が関与して適正な手続が保障されるということが非常に大事だと思います。それが今組織としてありますのは、日本で言えば裁判所の知的財

産の専門部が東京、大阪にあって、そういう適正手続のもとで判断をしておりますので、その裁判所の判断を利用するというのは、制度構築上、一つの合理的な考え方かなと思います。

このあたりは国際的に見ても、特許権の侵害かどうかの判断を裁判所以外のところでやるというのは、なかなか通用しにくい議論かなと思います。国際的に見た場合に、裁判所が判断をしている、そういう制度を日本が採っているということが、国際的な説明をする場合も非常に重要な点ではないだろうかと思っております。

今現在、税関の方でも慎重な運用がされているようにも聞いておりますが、ただ慎重に運用しているといっても、制度的にはそこは明確になっていない。税関長の裁量的な判断で止められるとなっておりますので、それは対外的にどういう説明していくかということですね。日本は税関長の裁量的判断で特許権侵害品を止めるのであれば、我が国もそうしたい——我が国というのは外国ですね、そうしたいという国もあるかもしれませんが、その辺は、日本は輸出立国ですので、きちんとした制度をつくっていくということが、そういう意味では裁判所の判断を利用することは大事なことじゃないかなと、このように思います。

○土肥部会長　ありがとうございました。

今、設楽委員の御発言にもございましたし、冒頭の丸島委員の御発言にもございましたけれども、国際的な整合性あるいは諸外国との関係の問題の整理、こういうことも必要になるかと思えますけれども、こういう国際的な整合性あるいは外国への影響の観点、こういったことについて御意見ございますか。

川瀬委員お願いいたします。

○川瀬委員　WTO整合性の観点からは、税関長の判断で輸入が止められるのに対して、一方、非常に国内的にデュープロセスを保障された形で国産品に関しては裁判所が知財侵害を認定して止めると。この非対称はなかなか国際的にWTO、具体的に申し上げますとガットの3条及びガットの20条(d)に照らして整合性の説明がつきにくいということは、何度か申し上げたとおりでございます。

そういう意味で、今回のパブリックコメントの結果を受けて考えましても、裁判所の手続によって、それに対物効を持たせて、なるべく国内における知財侵害物品の差止めと手続的なパラレルを保障するということによって、ガット整合性、特に89年の米国337条パネルで指摘された問題点をクリアすることが大事なのではないかと考えました。

しかし、裁判の結果に対世効を持たせて国境で適用する場合も、これもまた国境措置といえますか、輸入に対してのみ特有の制度になります。同じようなことは国内では起きないわけですから、ここでもまた内外無差別が求められるということになりますので、日弁連の意見にございましたように、その第三者効を持たせるに当たりまして、十分な適正手続の保障が必要になるということを申し上げておきます。

○土肥部会長　ありがとうございました。

何回か前の委員会の中でも、ITCの場合であれば行政法判事の介入をさせるとか、欧州であれば工業所有権局というんでしょうか中央局というんでしょうか、そういうものを必ずはめてデュープロセスを確保するというようなことをやっていると思いますけれども、専門委員制度が入って、それが裁量で行われるというようなことは、恐らくよその国と比べると違うのじゃないかなと思っております。

先ほどから議論しておりますところのこの点について、他の委員の方で御意見ございましたら。

大淵委員お願いいたします。

○大淵委員　私が申し上げているところは、従前からいろいろな機会に申し上げましたので、繰り返す必要もないのかもしれませんが、知的財産権の権利行使に係る問題でありますし、内容的にも非常に複雑困難なこのような問題に関しまして、これを実効的に保障していくためには、やはり高度の手続保障と専門性を備えた手続を組み込んでいかなければ、適正妥当な行使を保障できないということを基本に考えております。例えば特許の関係で言いますと、クレームに属しているか属していないか、あるいは有効・無効、さらにはライセンス関係等、特許法関係のみならず民事法関係としても非常に複雑な形になっておりますので、これらの問題に関して実効的に処理し適正妥当な権利行使を保障していける機関は現実的にどこかということを考えていくと、やはり裁判所の活用というものの以外にはなかなかないのではないかと思います。裁判所と同じような専門性のある審理判断を他の機関で行い得ないかという、理論的には同様の手続保障と専門性を備えた機関を作ってこれを組み込んでいけるのであればできなくはないということにもなるかもしれませんが、現実的にどのような組織がそれを適正妥当に行っていくかということを考えると、他の選択肢というのは未知数にすぎず、現実的でないので、輸出の差止めに対する濫用その他の懸念も考えますと、やはり現実的には裁判所活用型という以外には考えられないのではないかと思います。この点を基調にしつつ、例えば対世効に関して、仮処分が出さ

れた場合に、第三者にもその効力を及ぼしてよいかという点などはいろいろと今後考えていく必要があるかと思いますが、裁判所活用型であるということを基本に据えない限りは、意味のある議論の前進はないのではないかと考えております。

○土肥部会長　ありがとうございました。

何人かの委員の御意見を伺っておりますけれども、裁判所活用型ということを軸に検討を継続するという御意見が多数であったかと思いますが、そうではないという御意見がありましたらば……。

はい。

○丸島委員　そうでない意見ではないんですが、今、裁判所をベースにして検討していくという中に、対世効を持たせる手続保障が必要だというお話が出ているんですが、これは十分検討する必要があるという御意見、私もそう思うんですが、これが、裁判所をベースにして裁判所だけでできるんでしょうかという。その辺がもしできないとすると、併存になるのじゃないかなと私は思うんですね。そこをできるという前提で十分議論すべきとおっしゃっているのか、その辺はいかがなんでしょうか。例えば現行の裁判所制度じゃなくて、先ほどどなたかの御意見にもあったような、新しいそういう訴訟体系をつくるんだという前提でおっしゃっているのか。対世効を持たせるのに、今の裁判制度だけでできるのでしょうか。

○土肥部会長　今の裁判制度では、今の民事訴訟の仕組みであれば、それは無理だという前提。

○丸島委員　そうですね。そうすると、対世効を持たせるのに十分な手続保障をしなさいという、その手続はどこにするんでしょうか。

○土肥部会長　だから、そこをこの後のステージで議論していくという、皆さんそういう御意見かと思いますが、最後の大淵委員もそのところを強調されておられたと思いますけど。

○丸島委員　私の理解では、そうすると裁判所でまず第一段階の判断をしていただくとして、対世効持っていくときはやっぱり行政機関でやるという前提で考えてよろしいんですか。

○土肥部会長　そこは確かに、恐らく議論でも一番難しいところだろうと思います。だから、そこができるということなのかどうかというのはこれから先の問題になりますね。今日のところは、そこがどの程度見通しができるかということ、そこまで入れないということ

なんですけれども、方向性としてはそういう議論を今からしていきましょと、こういうことなんです。

○丸島委員　そうですか、わかりました。

○土肥部会長　それでは、次の話になるんですけれども、個人輸入についても御意見をいただいております。パブリックコメントでは偽装防止案が多数を占めておりますけれども、全面禁止、この型を推す意見も経営者団体を中心に幾つかあったわけでございます。また、全面禁止を目指すべきではあるけれども、当面は段階的に導入すべきである、こういう御意見もあったわけでございます。この点はどう考えるべきか、御意見をいただけますでしょうか。

立山委員。

○立山委員　私も、前回のときにはY案かなと思っておりました。ところがよく考えてまいりますと、Y案でやった場合に果たして目的を達することができるのだろうかと考えますと、原則はあくまでもやっぱりX案の方がいいような気がいたしました。ただ、ここでパブリックコメントの方にも出ておりますけれども、国民合意が得られないのではないかなというようなコメントが何カ所か出ておりました。ただ、現実に今の税関で、ニセモノとか不正商品、模造品とわかった場合には、送り返しとか任意の放棄というようなことをやっていらっしゃるわけで、そういう場合に、そういうことをされた方たちから何らかのクレームが上がっているかどうかというところが、ちょっと私も気になったところであります。もしそういうのが非常にたくさん上がっているのであれば、あくまでも国民合意が得られないというようなことがわかりますけれども、そういうことがあまりなくて、仕方がないというふうな形でもしそれが受け入れられているのであれば、あまり国民の合意ということに比重を置くことはないのかなと思っておりました。

もう1つ、Y案の場合に、例外的に個数を決めるとか初回だけというようなことをおっしゃっているケースもありますけれども、逆にこういうのを設けますと、本来法律の目的、趣旨に反することなただけけれども、消費者はやってもいいと考えるのではないかなということ非常に私は恐れております。そういうところで、原則やはり禁止、個人の場合も禁止なただけけれども、善意によって輸入したような、持ってきたような人に対しては、何らかの形の例外的措置を設けることができるというようなことをやっていただければいいのではないかなと思っております。

○土肥部会長　それは所有権侵害物品も著作権侵害物品も同じように考えておられるとい

うことですか。

○立山委員 そうですね。ただ、個数とかそういうのを考えますと、非常に高価なハンドバック、例えばヴィトンさんのバッグのようなものを１個、２個というものと、ソフトウェアのような安い——安いと言うとおかしいんですけど、ゲームソフトのような非常に安価なものとか、そういうものと、Ｙ案の場合には商標権と著作権と両方ごっちゃになるのではないかなと思います。１個でも、インターネットオークションにかければ十分に利益を得るようなものと非常に安いもの、これを個数なんかでやりますと一緒にしてしまうのではないかと考えております。

○土肥部会長 他にはいかがでございましょうか。

丸島委員。

○丸島委員 「推進計画 2006」についてお尋ねしますけれども、今日いただいた「個人輸入等の取締まりを強化する」という（１）の中で、模倣品・海賊版ということを書いてありますけれども、この意味は、今この「論点整理」に書いてある、15 ページで言っている、T R I P s 協定第 51 条の注 1 と書いてありますこれと同じ意味で使われていると理解してよろしいのでしょうか。

○土肥部会長 これは嶋野さんですか。

○嶋野内閣官房知財事務局参事官 この 15 ページに書かれているものというのは、私どもの考えで言えば、かなり限定的であろうと思います。当然 15 ページに書かれているものも含みますが、それに限らず知的財産を模倣したもの、あるいはコピーというか海賊版というものを全てという意味でここには書いております。

したがって、例えば育成者権のコピーをしたものとかそういうものも含めて一応考えておまして、そのうち現実的にどういうものから御検討いただくかということは、それぞれの審議会にお願いしているということでございます。

○丸島委員 という前提だとしますと、前から申し上げているように、個人が侵害物品かどうかと判断するのは非常に難しい。にもかかわらず没収とか、あるいは刑罰、罰則がかかるというようなことになると、概念的には悪いことだ、やめましょうというのは賛成なんですけど、具体的にそれをもって禁止ということは、運用上、少し厳しいのじゃないかということで、私は X 案をいきなり採用するのは反対なんです。もし採用するとしたら、権利者側が何の努力をしているんですかと、そちらの方もセットで考えたらいかがかなと私は思うんですね。

例えば、今有名ブランドの企業さんは、税関で止めてもらうために、税関に対していろいろ説明をされていると思うんですね。チェックポイントはどこですと。そういう説明を聞いて初めて税関で止まっているんだと思うんですよ。ところが、一般消費者がそういうものを見て、まず真正品か二セモノかって区別がつかないですから、どこをチェックポイントにして止めるのかってわかってもないんですね。それで、いかん、いかんとおっしゃるけれども、善意でそういうことをした人まで全部止めますよ、没収しますよというのは、少し酷じゃないでしょうか。一般の人にもわかるように、そういうブランド、どの商品についてどういうチェックポイントで、こういうものは二セモノですから買わないようにしてくださいとか、そういうことを一般国民に知らしめる努力も必要なんじゃないでしょうか。というのは、前提として、法律で業として実施しないものが禁止されてないんですよ。にもかかわらず、模倣品・海賊版だけについてそういう厳しい運用を採るとすると、権利者側もそれなりの努力が必要ではないのかなと考えますけど、いかがでしょうか。

○土肥部会長　ありがとうございます。

丸島委員に何度か御発言いただいて、ありがたく存じますけれども、商標権侵害物品は業としての要件、丸島委員のおっしゃるとおりでございますし、海賊版の著作権侵害物品は、頒布目的がなければ輸入は自由ということになっております、著作権法上。従って、要するに頒布したり譲渡すれば、それは即アウトになるんですけれども、それは中に入っただけの話でありますから、その前に、例えば個人消費のために輸入をするというのは、これは現行法上どうにもならないわけでありまして、なかなか対応できない。あくまでも我々がこれまで議論してきたのは、個人輸入を偽装した侵害行為、現行法上も侵害となるような行為についてどう対応するかということだったと思うんですけれども、他に御意見ございますか。

はい。

○押田貿易管理部長　今御指摘の中で、模倣品・海賊版ということを知らないで輸入したときに刑事罰がかかるのは酷じゃないかと、その御指摘なんですけど、それについては資料6の「論点整理」の19ページに書いておるんですけれども、19ページの下の方、注16でございます。注16で、要するに刑法の38条1項で「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。」ということでございまして、それを受けて、ちょうど本文の真ん中あたりにもありますけれども、模倣品・海賊版であることを知らないで輸入したという方、要するにその人は被害者でありますから、知らないで輸入して、それで刑事罰がかかってしまうというこ

とにはならないという、そういう前提でお考えいただければと思うんですが。

○丸島委員 ありがとうございます。理解しているんですが、推進計画で強調しているものですから、さらにそういうことまで書いて罰則まで科すような方向に行くような可能性もあるのかなと思ってちょっと御質問してみたんですね。ですから、前提、どこまででというのをはっきりしていただかないと、Xがいいの悪いのというのは、いきなりなかなか言えないなという、そういう感じなんです。

○土肥部会長 ありがとうございます。

そのところは重々押さえながら議論を進めていきたいと思っております。

他にございませんか。

外川委員。

○外川委員 機械輸出組合は一応Yにして、長期的にはXも視野にというスタンスでコメントをしておりますけれども、ここにも書きましたけれども、今までの議論の中で、特に権利者団体が模倣品・海賊版について被害を受けているというのはわかるんですが、それがどの程度のスケールでいわゆる偽装が起こっているのかと。今までですと、いわゆる高級ブランドと医薬品、ここぐらいではないかという感覚があって、それによって、まずは実体法を無視しながら水際だけで止めるというのは無理ではないか。

じゃ、今度は知的財産法そのものの、先ほど部会長が御指摘になりました業要件とか頒布要件とか、こういうものについては水際だけの問題ではない、知的財産法全体の本質論にかかわるものでございますから、もしここまで手が加わるということであるのであれば、それは他の水際措置以外の問題も十分に勘案して、知的財産法として検討すべきではないか。それによって例えばニーズが出てきて、しかも実体法を——実体法と申し上げているのは知的財産法ですが、変えることができるところまでいけば、それはニーズもあるし理論的にもクリアになったということになるだろうと思いますが、現行の知的財産法を前提にしながら没収してしまうというのは、それは非現実的であろうと思いますので、もし先まで行くという案であれば、それは水際以外の論点も十分に検討していただいて、全体に商標法としてどういう影響が出るかというところについては御注意願えればと思っております。

○土肥部会長 ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようでございますので、このパブリックコメントの結果及び本

日の委員の皆様方の御意見を踏まえて、本日の一応の議論の総括をしておきたいと思っております。

第１の水際手続につきましては、次回以降は裁判所活用案を軸に検討を進めてまいりたいと思います。仮処分等の活用に当たり必要になる手続保障(デュープロセス)、審査体制、濫用防止策等々について、併せて審議をしてまいりたいと思います。その際に法令上の手当ての可否の問題につきましては、これはでき上がった姿形、具体的な手続等がはっきりした段階で、成案を得た段階で、その必要性の有無は行政側を通じて検討をお願いしたいというふうに思っております。また、その結果はこの場で御紹介をするということにしたいと思います。

第２の個人輸入につきましては、これはいわば偽装を防止する、つまり個人輸入を偽装した模倣品・海賊版商品の輸入行為が問題でございますので、要するに偽装の防止案を軸に検討を進めながら、その結果、かえってそういう偽装した輸入行為の横行につながらないような審査基準も併せて適切に検討していく、こういうことにしたいと思っております。

こういう２点の方向性で今後検討を進めてまいりたいと思っておりますけれども、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、この２つの方向性でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○土肥部会長 では、その方向性でさらに検討を進めてまいりたいと存じます。

それでは、一応本日用意いたしました審議は以上でございます。大変有意義な御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

その他

○土肥部会長 次回以降どのような進め方をするかということにつきましては、日程の問題もございましょう、事務局から日程等についての説明をお願いいたします。

○齋藤財務省知的財産専門官 すみません、部会長、財務省ですけれども、今後の議論の参考にちょっとだけ意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

○土肥部会長 どうぞ。

○齋藤財務省知的財産専門官 今後の議論の参考までに、財務省関税局からもパブリックコメントを出させていただいておりますものですから、ちょっと手短に御説明させていただきたいと思います。

まず、第1の知的財産侵害物品の水際手続の改善でございますけれども、今の税関も裁判所の手続を活用していないわけではございませんで、裁判所の仮処分なんかがあれば、その判断を尊重して申立てを受理するとか、そういうことを既にやっているところでございます。この論点に掲げられている問題につきましては、潜在的な輸出入者、利害関係者の手続保障がないと。これは今、申立てを受理したときに、税関のホームページでいろいろと権利者名ですとか品名ですとかそういうものを公表しております。ですからこの御指摘は、受理するまでは潜在的な輸出入者というのは申立てが出ていることも知らないから、いきなり止められるじゃないかというような御指摘だと思います。

これにつきましては、申立てを受理した段階ではなくして、申立てを受け付けた段階で、そういう権利者なり権利の内容なり品名なりというものを税関ホームページで公開いたしまして、一定の期限を設けまして、意見がある方はその受け付けた税関に出してくださいというようなことをして、税関が申立てを審査するときに、そういう意見も踏まえて審査すると。必要があれば、当然専門委員の御意見を伺うというようなことにすれば、それはそれで手続保障の方も確保されますし、事業活動の予見可能性ですとか、後は、その申立てをした権利者とコンタクトすることができるわけですので、そこで未然に紛争が解決するというようなこともできるのではないかと考えています。

また、今現在でも紛争があるような場合は、輸入者とかが特定されていれば、その輸入者の方に、こういう申立てが受理する前にちゃんとあったということを伝えた上で審査しております。これにつきましても、今後とも、そういう輸入者とか利害関係者が申立ての段階で判明しているというようなときは、教えることによって税関の取締りが困るということもあり得るものですから、そういう場合には教えられませんが、そういう一定の条件に当たらなければ、申立ての段階で利害関係がわかっている人には通知して、意見を求めると。それも審査に反映するというようなことで対応可能ではないかというふうに考えています。

また、仮処分とか実際に争っている当事者ですとか、今後争う予定があるというような当事者であれば、そういうことも含めまして専門委員に義務付けはどうかというようなこともありますけれども、そういう争いがあるような場合には、それはもちろん運用上義務付けるわけですが、専門委員に意見を聴くことを義務付ける。そして、先ほど加藤委員からも御紹介がありましたけれども、それで専門委員が、こういう難しい判断であれば、それは裁判所なり、特許庁で争っているのであれば特許庁なり、そういうところの判

断をまって税関の受理・不受理を決めた方がいいんじゃないかというようなことであれば、税関はそれを受けて、とりあえず申立てを不受理としたり、期間が短い間に判断が出るとようなことであれば、それを保留にしておくとか、そういう運用はこれからやっていくとは思っていますが、そういう運用で可能なんじゃないかということです。

ここに書かれているのが、仮処分を前提にした制度だから利用が無いんじゃないかと私どもは言っているわけではございませんで、そういう運用の改善を図れば、結果的に同じことをやることになるわけですので、税関の方の現在の仕組みを使っていればいいと我々は思っていますものですから、そういう意味で同じような制度が2つあったときには、やはり利用の見込みが少ないではないかという意味でございます。ですから、仮処分を使うから見込みがないということではございません。これだけ読むとそういうところまでは読み切れませんので補足させていただきます。

あと、個人輸入のところも先ほど立山委員から、クレームがどのくらいあるのかというようなことがございました。今我々もこれにつきましては、1個だからこうと、個数で個人輸入かどうかというようなことを判断するのではなくて、やはり業としているかどうかというような、個数だけではなくて職業ですとか、それまで輸入したことがあるとか、取引内容ですとか、例えば旅客の方でもいろいろ事情を聞かないと、業かどうか、個人使用かどうかというのは判断できないものですから、そういうことをやるように改めて税関に徹底して、今やっているところでございます。

その結果、今までのところ特段のクレームは発生しておりません。旅客の場合は任意放棄というようなことがあるんですが、それは税関が強制しているわけではございませんで、税関としては法令に基づいて認定手续をとって、侵害認定とすれば法令に基づいて没収ができるわけですし、認定手续、そういう法令上の手续をとりますと一定の時間がかかりますものですから、そういうことを説明すると旅客の方は、それであれば所有権を放棄しますというようなことで、実態上任意放棄になっているような例は多いですけども、今のところクレームは出ておりません。

我々が危惧していますのは、我々がポスターですとかバナー広告ですとか、そういうところで一生懸命模倣品・海賊版撲滅のためにいろいろ国民に対して、一個でも買わないでください、売らないでください、買えば犯罪に手を貸すことになります、というようなメッセージをこれまでずっと流し続けておきながら、例えば基準を設けて政府が承認をするというように変わると、全く逆のメッセージを送りかねない、そういうところを危惧して

いるところでございます。

いずれにしても、部会長もおっしゃいましたように、要するに問題は個人使用を仮想したものをいかに止めるかということだと我々も思っているものですから、そのところはちゃんとしっかり今後ともやっていきたいと思っております。

すみません、長くなりましたが以上です。

○土肥部会長 ありがとうございました。

今後の税関による水際手続の運用の改善について、具体的になりましたらまたペーパーを出していただければというふうに思います。議論の参考になろうかと思えます。

はい。

○立山委員 先ほど、善意で持ち込んだ一般消費者の方についていろいろ御懸念がおりになりましたけれども、税関でこれは模倣品だとわかった場合には、これは持ってきた消費者にとりましても、それは被害者であるというふうに私どもは認識しております。そういう模倣品ですとわかった被害者が、それではその模倣品とわかったものをそのまま使いたいと思うかどうかというのも、また全然別の問題ではないかと思っております。逆に模倣品とわかったものであれば、カードを使いました場合にはカード会社に支払いを止めることも可能ですので、ある意味で、消費者に対しては別の意味の救済ができるのではないかなとは思っております。

そこで止めるX案というのは非常に消費者にとってハードな規制のような感じはいたしますが、別な意味で消費者に対する特別な枠を設けていただけるようなことがあったり、そういう模倣品を知らないで持ってきた場合には、被害者であるというような意識もあるということをおっしゃりたいのかと思っております。

○土肥部会長 そこは重々承知しておりますので。

では、事務局、次回以降についてお願いいたします。

○奈須野貿易管理課長補佐 すみません、一応念のために確認なんですけれども、第1の論点についての今の部会長の総括は、裁判所活用型を軸に検討していくと。その上で手続保障であるとか濫用防止策であるとか審査体制であるとか、そういった制度を考えていくということでした。一方で、こういったことは運用改善でもできるのではないかと、こういう御意見もあったやに聞いておりますが、検討の方向性としては、そのところは運用改善でできるかできないかということについてはとりあえず問題としないで、どういう仕組みが必要なのかということをおっしゃりたいのかと思っております。

そうでなければそうならないということなんでしょうけれども、何分ちょっと心配なのは、運用改善でということを前提としますと一定の制約がございます、例えば情報を開示するということになりますと、それは一般的に考えれば法律事項でございますし、処分前に裁判を提起するということについても、やはりこれは抗告訴訟が認められるかという論点がございますので、これもやはり法律事項ではないかというような感じもするわけでございます。ですから、現行の運用だということを前提としないで、そこは何か必要なのかということ考えた上でというような理解でよろしゅうございますでしょうか。

○土肥部会長 そのように言っておりますけれども。

はい。

○加藤委員 私も今の点、非常に重要な点だと思います。確認なんですけれども、多分言い方の問題だけで、実際の作業というのは同じようなことになると思うんですけれども、もし仮処分を前提とした対世効を持つような新しい制度をつくったとしまして、その制度的な問題を検討することを軸にした場合に、運用改善で改善できるそのやり方と常に比較考量をしながら、どちらがいいかという制度を考えていくという形で今後検討していただきたいと思います。そういう新しい制度ができることを前提に、こういう問題があつてということになりますと、現在の運用を見直すなり、それで実際のところ現実的な問題は解決できるというようなことはどうしても見落とす可能性があると思いますので、その動きはぜひ、先ほど齋藤専門官からの御指摘がございましたし、まだこの制度というのは、ある意味では始まったばかりで、実際の例というのは殆ど運用の例もない部分がありますので、そういうものも見ながら、常に比較考量しながら検討を続けていただくようお願いしたいと思います。

○土肥部会長 私、そのように申し上げたと思いますが、まさに。そういう比較考量しながら検討していきたいと思っております。

○奈須野貿易管理課長補佐 次回以降のスケジュールでございますけれども、現段階では未定とさせていただきます。当方におきまして、今回の審議結果を踏まえまして予算要求であるとか所要の要求もいたしました上で、準備が整った段階で私どもの方からまた御案内をした上で議論を再開していきたいと考えております。従って、スケジュールについては、また追って御相談させていただければと考えております。

○土肥部会長 それでは、これをもちまして輸出入取引審議会企画調整部会、第2回でございますが、終了させていただきたいと存じます。本日は、皆様御多忙のところ、誠に

ありがとうございました。

閉 会